

(様式2)

「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢ（案）の概要

1 趣旨

本市における男女共同参画施策を推進することを目的に、平成18年に「京丹後市男女共同参画計画」デュエットプラン21を策定し、その後、平成28年には、改訂版となる「第2次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡを策定の上、男女共同参画の取組を総合的に推進してきたところです。

今般、平成28年3月に策定した「第2次京丹後市男女共同参画計画」（平成28年度～令和7年度）が令和7年度をもって計画の最終年度を迎えるにあたり、国の「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」や京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）」、さらには変化する社会情勢や本市の現状を踏まえ、新たな計画を策定します。

また、本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものとしています。

2 計画期間

計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、計画期間の中間にあたる令和12年度末に見直しを行う予定です。

3 計画の構成

「第2次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡを基本として、国の「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」や京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）」、さらには社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、男女共同参画を総合的に推進していくための基本方針、基本目標、基本施策を構え、施策の取組内容と重点目標を掲げる構成としています。

基本施策については、次のとおりとしています。

- ・ 基本施策Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり
- ・ 基本施策Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり
- ・ 基本施策Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり
- ・ 基本施策Ⅳ 思いやりで築く安心安全なまちづくり

4 施行期日について

令和8年4月1日から施行します。